

ハッピーベル Happy Bell

無配当個人年金保険(株価指数参照・I型)



契約締結前交付書面 (契約概要／注意喚起情報)

「契約締結前交付書面」は、ご契約の申込に際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

【引受保険会社】



T&Dフィナンシャル生命

契約締結前交付書面(契約概要)

- この「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
- 記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項などについての詳細ならびに主な保険用語の説明などについては「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

1 引受保険会社の商号と住所等について

- 商号 T&D フィナンシャル生命保険株式会社
- 住所 〒105-0022 東京都港区海岸1-2-3
- お問い合わせ先 T&D フィナンシャル生命 お客様サービスセンター
☎ 0120-302-572
ホームページ <http://www.tdf-life.co.jp>

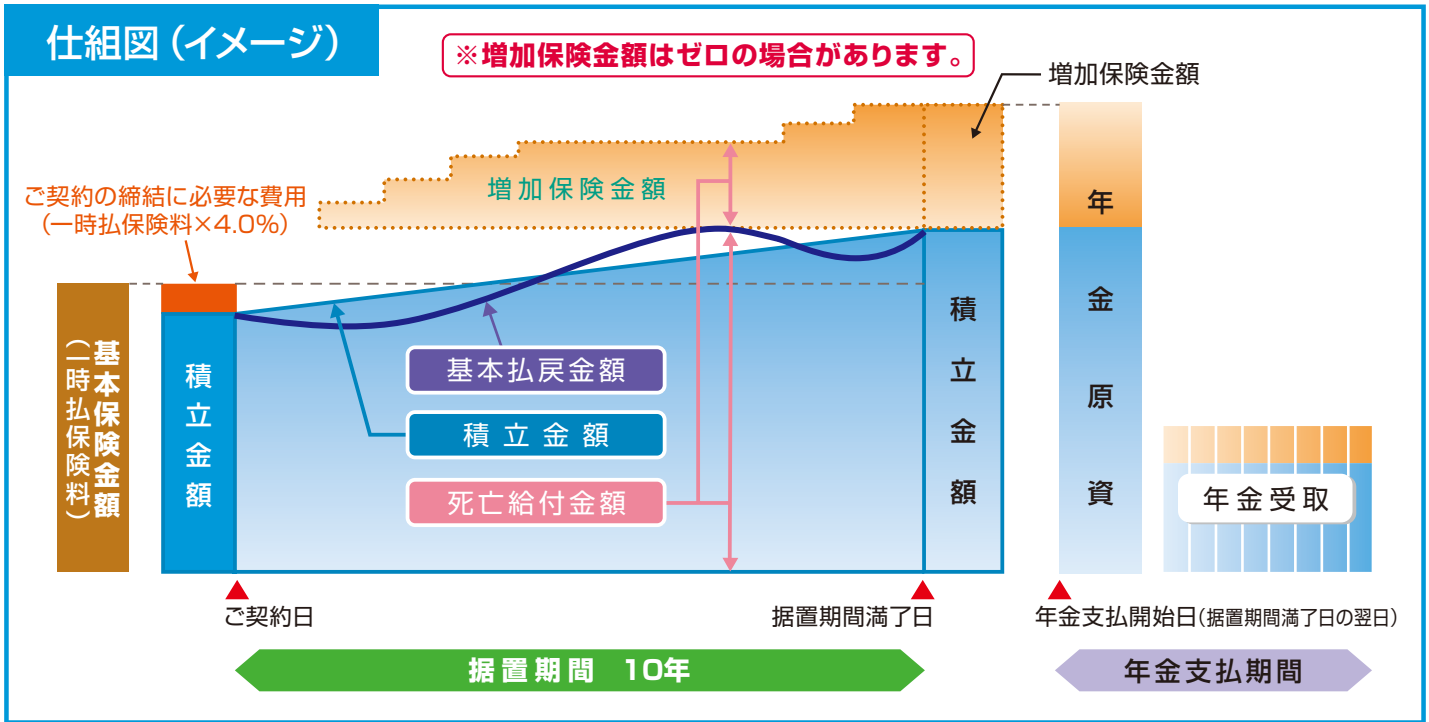
2 この商品の仕組みについて

- 「ハッピーベル」は、積立金額と増加保険金額に基づいて、死亡給付金額、年金原資、解約払戻金額が算出される定額個人年金保険(生命保険)です。
- 解約払戻金額は、基本払戻金額と増加保険金額の合計となります。基本払戻金額は解約日の積立金額と市場価格調整率に基づいて計算され、市場価格調整率は基準金利などに基づいて算出されます。基準金利は新発10年国債の流通利回りにより変動するため、解約払戻金額は一時払保険料を下回る可能性があります。
- 積立金額は、一時払保険料から契約締結時の費用を差し引いた金額と積立利率に基づいて計算され、増加保険金額は追加額とT&D フィナンシャル生命所定の率に基づいて計算されます。
- 積立利率はご契約日によって異なり、ご契約日の積立利率が据置期間満了日まで適用されます。
- 死亡給付金額は基本保険金額が最低保証されます。
- 年金原資は、据置期間満了日の積立金額と、年金支払開始日の増加保険金額の合計となります。
- 年金額はご契約時に定まっておりません。将来お受け取りになる年金額は年金原資および年金支払開始日における基礎率など(予定利率、予定死亡率など)に基づき計算されます。
- 積立利率について
積立利率は、基準金利に基づいて毎月2回計算され、T&D フィナンシャル生命が定める日の基準金利をもとに、それぞれ1日および16日に設定されます。基準金利とは、日本相互証券株式会社が公表し、日本経済新聞に掲載される、新発10年国債の流通利回りの小数第3位を四捨五入し、小数第2位とした値をいいます。
- 追加額について
 - 追加額は、ご契約日を基準とした毎年の判定日の日経平均株価(終値)の上昇率がT&D フィナンシャル生命所定の水準に到達していれば、増加保険金額へ加算されます。
※判定日は、据置期間中の年単位の契約応当日の前日および年金支払開始日の前日となります。
 - 追加額は、積立利率を計算する際の基準金利、日経平均株価の上昇率および判定日の基本保険金額によって異なります。
基準金利1.3%以上1.8%未満の場合
 - ・上昇率15%以上30%未満のとき……判定日の基本保険金額×0.75%
 - ・上昇率30%以上のとき……判定日の基本保険金額×1.5%

基準金利1.8%以上の場合

- ・上昇率15%以上30%未満のとき……判定日の基本保険金額×1.5%
- ・上昇率30%以上のとき……判定日の基本保険金額×3.0%

- 追加額は日経平均株価がT&Dフィナンシャル生命所定の水準に到達しないと増加保険金額に加算されません。
- 年金支払開始日に発生した追加額は、年金原資に充当されるため、ご契約者が受け取ることはできません。



◆「解約・減額時の解約払戻金額」は、基本保険金額を下回る場合があります。

3 保障内容について

名称	支払事由	支払金額
死亡給付金	被保険者が据置期間中に死亡されたとき。	被保険者が死亡された日の基本保険金額、基本払戻金額または積立金額のいずれか大きい金額と増加保険金額*1との合計額
年金	被保険者が年金支払期間中の年金支払日に生存されているとき。	据置期間満了日の積立金額と年金支払開始日の増加保険金額*1との合計額を年金原資として計算した年金額*2

*1 増加保険金額は、死亡給付金額、年金原資、解約時の解約払戻金額を算出する際に用いる金額をいい、追加額および契約日における T&D フィナンシャル生命所定の率を適用して、経過した年月数により計算します。

*2 年金額はご契約時には定まっておられません。将来お受け取りになる年金額は年金原資および年金支払開始日における基礎率など(予定利率、予定死亡率など)に基づき計算されます。

※死亡給付金が支払われた場合、ご契約は消滅します。

※契約日から2年以内に被保険者が自殺した場合、ご契約者が故意に被保険者を死亡させた場合、告知義務違反の場合などは、死亡給付金のお支払いができない場合があります。くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

4 年金のお受取について

名称	概要
確定年金	あらかじめ定めた期間、一定の年金をお受け取りいただけます。 【年金支払期間】5年・10年・15年・20年・25年・30年・36年
保証期間付終身年金	被保険者が生存している限り年金をお受け取りいただけます。 【保証期間】5年・10年・15年・20年
一括受取	年金でのお受け取りに代えて、年金原資を一括でお受け取りいただけます。

5 付加できる主な特約について

名称	概要
新遺族年金支払特約	死亡給付金の全部または一部を、一時金に代えて確定年金で受け取ることができます。
年金支払移行特約 (I型)	・解約払戻金の全部を原資として将来の死亡保障に代えて、年金受取に移行することができます(この保険の一部に対してこの特約を付加することはできません)。 ・ご契約日から1年を経過している場合に付加することができます。
指定代理請求特約	「被保険者が受取人となる年金」について、被保険者が年金の請求を行う意思表示が困難な場合など、あらかじめ指定した「指定代理請求人」が被保険者に代わって、請求することができます。

6 ご契約の引受条件について

契約年齢(被保険者の契約時の年齢)	20歳～70歳(満年齢)	
基本保険金額(一時払保険料)	300万円以上、5億円以下(1,000円単位)*1	
保険料払込方法	一時払	
据置期間 (ご契約日から年金支払開始日の前日までの期間)	10年	
年金支払開始年齢 (被保険者の年齢)	確定年金	30～80歳(満年齢)
	保証期間付終身年金*2	40～80歳(満年齢)
確定年金の年金支払期間満了日の翌日の被保険者の年齢	105歳以下(満年齢)	
年金受取人	ご契約者または被保険者	

*1 同一の被保険者について、この保険契約の基本保険金額を通算して5億円を超えるお取扱いはできません。

*2 この年金種類をご選択いただけるのは、契約年齢が30歳以上の方となります。

- 一時払保険料や年金支払期間など、具体的なご契約の内容については、「契約申込書」に記入していただきますので、お申込みの際には、この「契約概要」と「契約申込書」にて、ご契約内容を必ずご確認ください。
- 「積立利率」および「積立利率を計算する際の基準金利」はご契約日によって異なりますので、「積立利率のお知らせ」にて必ずご確認ください。

7 配当金について

- この保険は無配当保険ですので、配当金はありません。

8 解約払戻金について

- 据置期間中であれば、この保険を解約・減額することができます。
- 解約の場合の解約払戻金額は、解約日における基本払戻金額と増加保険金額の合計となります。
- 減額の場合の解約払戻金額は、減額日における基本保険金額の減額部分に相当する基本払戻金額となります。
- 基本払戻金額は、積立金額に「1-市場価格調整率」を乗じて計算したものととなります。
- 市場価格調整率の適用により、解約払戻金額は一時払保険料を下回ることがあります。

解約払戻金額の計算方法(解約の場合)

解約払戻金額= $\boxed{\text{基本払戻金額}}$ + 増加保険金額(ゼロの場合があります)

$\boxed{\text{基本払戻金額}} = \text{積立金額} \times (1 - \boxed{\text{市場価格調整率}})$

$\boxed{\text{市場価格調整率}} = (\text{残存月数}^{*1} / 12) \times (A - B)$

A: 解約日と同日に締結したご契約に適用する積立利率を計算する際の基準金利*2

B: ご契約に適用する積立利率を計算する際の基準金利*2

*1 解約日からその日を含めて据置期間満了日までの月数をいいます(1ヵ月未満の端数は切り上げます)。

*2 基準金利とは、日本相互証券株式会社が公表し、日本経済新聞に掲載される新発10年国債の流通利回りの小数第3位を四捨五入し、小数第2位とした値をいいます。

9 諸費用について

ご契約の締結や維持・管理などに必要な費用は、お客さまにご負担いただきます。ご負担いただく諸費用についてくわしくは5ページ注意喚起情報をご覧ください。

契約締結前交付書面(注意喚起情報)

- この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しております。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
- この「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

❗この保険に係わる費用はつぎの合計となります

	項目	費用
契約締結時	ご契約の締結に必要な費用	一時払保険料の4.0%
据置期間中	ご契約の維持などに必要な費用	積立利率は、「ご契約の維持に必要な費用」、「死亡給付金を最低保証するために必要な費用」、「増加保険金に関する費用」を控除したうえで定めております。したがって、据置期間中に新たにご負担いただく費用はありません。
年金支払開始日以後 (新遺族年金支払特約 または年金支払移行 特約(I型)により年金 をお受け取りになる場 合を含みます)	年金の支払管理 などに必要な費用	年金額に対して1.0%* (年金支払開始日以後、毎年 の年金支払日に控除します)

*年金の支払管理などに必要な費用は将来変更される可能性があります。

❗解約払戻金額はお払込保険料を下回る可能性があります

- この保険は、積立金額と増加保険金額に基づいて、死亡給付金額、年金原資、解約払戻金額が計算される定額個人年金保険(生命保険)です。
- 解約払戻金額は、基本払戻金額と増加保険金額の合計となります。基本払戻金額は解約日の積立金額と市場価格調整率に基づいて計算され、市場価格調整率は基準金利などに基づいて算出されます。基準金利は新発10年国債の流通利回りにより変動するため、解約払戻金額は一時払保険料を下回る可能性があります。

1 お申込みの撤回またはご契約の解除(クーリング・オフ)をすることができます

- お申込者・ご契約者はご契約のお申込日からその日を含めて8日以内(消印有効)であれば、T&D フィナンシャル生命への書面での郵送によるお申出によりお申込みの撤回またはご契約の解除(クーリング・オフ)をすることができます(募集代理店では受付できません)。お申込みの撤回またはご契約の解除(クーリング・オフ)を行った場合には、お申込みいただいた金額を全額お返しいたします。
- お申込みの撤回またはご契約の解除(クーリング・オフ)の書面の発信時に死亡給付金などの支払事由が生じている場合には、お申込みの撤回またはご契約の解除(クーリング・オフ)の効力は生じません。ただし、お申込みの撤回またはご契約の解除(クーリング・オフ)の書面の発信時に、お申込者・ご契約者が死亡給付金などの支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。
- 法人や国・地方公共団体がご契約のお申込みをした場合、お申込みの撤回またはご契約の解除(クーリング・オフ)をすることはできません。



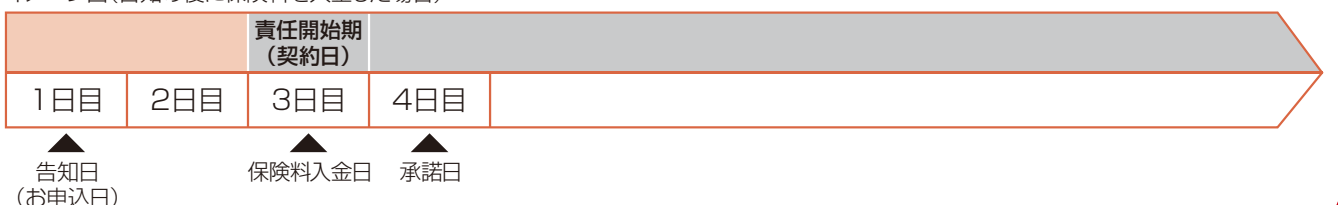
2 告知欄にはありのままを告知してください

- ご契約にあたっては、被保険者の現在の職業などについて契約申込書の『被保険者告知欄』でT&D フィナンシャル生命がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。
- 契約申込書の『被保険者告知欄』には、被保険者ご自身でご記入ください。T&D フィナンシャル生命は、ご記入いただいた内容に基づいてご契約のお引受けをするかどうかを決定します。
- 告知受領権は生命保険会社が有しています。募集代理店の担当者(生命保険募集人)は告知受領権がなく、募集代理店の担当者に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんのでご注意ください。
- T&D フィナンシャル生命の確認担当職員またはT&D フィナンシャル生命で委託した確認担当者が、給付金のご請求の際、ご請求内容などについてご確認させていただく場合があります。
- 告知いただくことからは、契約申込書の『被保険者告知欄』に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、契約日から2年以内であれば、T&D フィナンシャル生命は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。

3 T&Dフィナンシャル生命が承諾した場合、一時払保険料相当額の受取と告知が完了した時からご契約上の責任を開始します[責任開始期と契約日]

- T&Dフィナンシャル生命がお申込みいただいたご契約の引受を承諾した場合、一時払保険料相当額の受取と告知がともに完了した時からご契約上の責任を開始します。契約日はT&Dフィナンシャル生命の責任開始の日となります。
- 募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとT&Dフィナンシャル生命のご契約締結の媒介を行う者で、ご契約締結の代理権はありません。したがって、ご契約は、お客さまからのご契約のお申込みに対してT&Dフィナンシャル生命が承諾したときに有効に成立します。

イメージ図(告知の後に保険料を入金した場合)



4 つぎのような場合には、死亡給付金をお支払いできないことがあります

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除となった場合
- 死亡給付金を詐取る目的で事故を起こしたとき(未遂を含む)や、ご契約者、被保険者、年金受取人または死亡給付金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなどの重大事由により、ご契約が解除となった場合
- ご契約の締結に際しての詐欺行為により、ご契約が取り消された場合や、死亡給付金の不法取得目的により、ご契約が無効となった場合(この場合、払い込まれた保険料は払い戻しません)
- 死亡給付金の免責事由に該当した場合
(例えば、契約日からその日を含めて2年以内に被保険者が自殺した場合やご契約者・死亡給付金受取人の故意によって被保険者を死亡させた場合など)
- その他死亡給付金をお支払いできない場合について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

5 解約払戻金額は、お払込保険料を下回ることがあります

- 解約払戻金額は、基本払戻金額と増加保険金額の合計となります。基本払戻金額は解約日の積立金額に市場価格調整率を適用して計算するため、基準金利の変動により、その金額は増減します。したがって、解約払戻金額はお払込みいただいた保険料を下回る場合があります。くわしくは4ページ契約概要「8 解約払戻金について」をご覧ください。

6 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、年金額・給付金額などが削減されることがあります

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、年金額・給付金額などが削減されることがあります。
- T&Dフィナンシャル生命は、生命保険契約者保護機構に加入しております。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがあります。ただし、この場合においても年金額・給付金額などが削減されることがあります。
- 詳細につきましては、生命保険契約者保護機構(TEL:03-3286-2820)にお問い合わせください。

7 この保険は生命保険であり、預金ではありません

- この保険は、T&Dフィナンシャル生命を引受保険会社とする生命保険ですので、預金とは異なり元本保証はありません。
- 預金保険制度の対象ではありません。

8 現在のご契約を解約・減額することを前提に、新たにご契約のお申込みをされる場合、ご契約者にとって不利益になる場合があります

- 現在、T&Dフィナンシャル生命または他社などでご加入されているご契約を解約または減額するときには、一般的につきの点について、ご契約者にとって不利益となることがあります。
 - ・解約払戻金は、多くの場合お払込保険料の合計額より少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約された場合の解約払戻金は、まったくないかあってもごくわずかとなります。
 - ・一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権などを失う場合があります。
 - ・新たにお申込みのご契約について、被保険者の職業などによりお断りする場合があります。
 - ・現在ご加入されているご契約を解約された場合、一度解約されたご契約は元に戻すことはできません。また、現在ご加入されているご契約を減額された場合、元の契約に戻す(復旧)取扱いに制限を受けることがあります。
 - ・保険料の基礎となる予定利率などは、現在のご契約と新たにご契約とで異なることがあります。例えば、新たにご契約の予定利率が現在のご契約の予定利率より低い場合、通常、主契約などの保険料が高くなります。
 ※保障の見直しにあたっては、契約転換制度を利用する方法や増額・中途付加をする方法などもありますので、合わせてご検討ください。
- 現在、T&Dフィナンシャル生命または他社でご契約されている一時払個人年金保険を解約または減額することを前提に、新たなお申込みをご検討されている方は、つぎの事項にご留意ください。
 - ・一時払個人年金保険を解約された場合、一般的に解約払戻金額には最低保証がありませんので、お払込みいただいた保険料を下回る場合があります。
 - ・一時払個人年金保険を解約された場合、解約払戻金をお支払いし、ご契約は消滅しますので、死亡給付金や年金のお支払いはありません。この場合、死亡給付金の最低保証は消滅します。また、年金原資の最低保証機能のついたご契約の場合、年金原資の最低保証は消滅します。
 - ・一時払個人年金保険を減額された場合、一般的に死亡給付金が最低保証される額は減額されます。また、年金原資の最低保証機能のついたご契約の場合、一般的に年金原資が最低保証される額は減額されます。なお、減額された場合、減額せずにご契約を継続された場合に比べて、死亡給付金額や年金額が少なくなります。
 - ・解約控除期間のある一時払個人年金保険を解約控除期間中に解約される場合、解約控除を積立金から控除した金額が解約払戻金額となります。
 - ・新たにお申込みされるご契約は、解約されるご契約と商品内容などが異なる場合があります。

9 この保険にはつぎのようなリスクがあります

- この保険は、積立金額と増加保険金額に基づいて、死亡給付金額、年金原資、解約払戻金額が計算される定額個人年金保険(生命保険)です。
- 解約払戻金額は、基本払戻金額と増加保険金額の合計となります。基本払戻金額は解約日の積立金額と市場価格調整率に基づいて計算され、市場価格調整率は基準金利などに基づいて算出されます。基準金利は新発10年国債の流通利回りにより変動するため、解約払戻金額は一時払保険料を下回る場合があります。

10 借入を前提としたお申込みはお取扱いしておりません

- 保険料を借入金で調達した場合は、解約払戻金額などが借入金および借入金に係る利子の合計額を下回り、借入金などの返済が困難になることがあります。したがって、お払込保険料に充当するための借入を前提としたお申込みはお取扱いしておりません。

11 税金のお取扱いについて

● 払込保険料

お払込みいただいた保険料は、お払込みいただいた年の生命保険料控除の対象となります。

● 解約払戻金

解約払戻金と払込保険料の差額(解約差益)は下記のお取扱いとなります。

年金種類	ご契約後5年以内の解約	ご契約後5年超での解約
確定年金	20%源泉分離課税 (所得税15%+住民税5%)	所得税(一時所得)+住民税
保証期間付終身年金	所得税(一時所得)+住民税	

● 増加保険金額の引出

・年金支払開始日前に増加保険金額を引き出した場合、増加保険金額にかかわる費用として増加保険金額と同額の払込保険料相当額を差し引きますので、課税されません。

・既に基本保険金額の減額をされていて、減額後の払込保険料残額よりも増加保険金額が大きい場合は、その差額(増加保険金額-減額後の払込保険料残額)が所得税(一時所得)の課税対象となります。

※なお、増加保険金額引出後のこの保険にかかわる費用は、「払込保険料(減額をしている場合は減額後の払込保険料残額)」から「引き出した増加保険金額に相当する保険料」を差し引いた金額(負の場合はゼロ)となります。

● 死亡給付金

契約例			課税のお取扱い
ご契約者	被保険者	死亡給付金受取人	
本人	本人	配偶者	相続税
本人	配偶者	本人	所得税(一時所得)+住民税
本人	配偶者	子	贈与税

● 年金

ご契約者が年金受取人の場合、下記のお取扱いとなります。

年金種類	毎年の年金のお受け取り時	一括受取する場合
確定年金	所得税雑 所得*1)+住民税	所得税(一時所得)+住民税
保証期間付終身年金		所得税(雑所得*1)+住民税*2

*1 雑所得=その年に受け取る年金額-必要経費

*2 年金支払開始日に一括受取する場合、「所得税(一時所得)+住民税」となります。

※ご契約者が年金受取人でない場合は、年金受取人に対して年金支払開始時に相続税法上の年金受給権評価額に対して贈与税が課税されます。

くわしくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。また、税制については平成24年2月現在の内容について記載しておりますが、今後変更される可能性がありますのでご注意ください。個別の税務など詳細についてはお近くの税務署にご確認ください。

12 苦情・相談窓口について

- 生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては、つぎのお問い合わせ先へご連絡ください。

お問い合わせ先

T&Dフィナンシャル生命 お客様サービスセンター
受付時間 9:00~17:00(土・日・祝日等を除く)

 **0120-302-572**

- この商品に係る指定紛争解決機関は(社)生命保険協会です。
(社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>

・生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヶ月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っております。

13 給付金などのお支払いについて

- お客さまからのご請求に応じて、死亡給付金などのお支払いを行いますので、死亡給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかにT&Dフィナンシャル生命 お客様サービスセンター(TEL:0120-302-572)にご連絡ください。
- お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、年金・給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」・ホームページにも記載しておりますので、併せてご確認ください。
- T&Dフィナンシャル生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。
- 死亡給付金などのお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の給付金などのお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合などにはご連絡ください。
- 指定代理請求特約を付加された場合には、お支払事由および代理請求できる旨を指定代理請求人にお伝えください。
- 年金、給付金などのお支払いのご請求は、その請求ができるようになった時から3年を過ぎますと、時効によってその権利がなくなりますのでご注意ください。

14 その他

- 積立利率は、毎月2回(1日と16日)に設定され、お申込みからご契約日の間に積立利率が変更となった場合、変更後の利率が適用されます。
- 追加額は、ご契約に適用する積立利率を計算する際の基準金利、日経平均株価の上昇率および判定日の基本保険金額によって異なります。

「積立利率」および「積立利率を計算する際の基準金利」はご契約日によって異なりますので、「積立利率のお知らせ」にて必ずご確認ください。